

東かがわ市規則第**15**号

東かがわ市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月**21**日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則（平成23年東かがわ市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、東かがわ市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成15年東かがわ市条例第15号。以下「条例」という。） <u>第6条</u> の規定に基づき必要な事項を定める。	(趣旨) 第1条 この規則は、東かがわ市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成15年東かがわ市条例第15号。以下「条例」という。） <u>第5条</u> の規定に基づき必要な事項を定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。